



# 安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号  
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号  
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号  
〒818-0072 丸明ビル106号  
TEL & FAX092-921-2130



## 目次

理事長 巻頭言	2頁	相談・学びのコーナー	9頁
広場に寄せて	3頁	会員・支援者の広場	10頁
第15回通常総会の開催	4頁	憩いの泉 <b>新コーナー</b>	11頁
トピックス	8頁	告知板(寄付者紹介、新入会員等)	12頁
安心サポートネットの文化	9頁		

# 高齢者・障害者 安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

平成では、基盤づくりが「心終了」  
令和では、後見制度の美しい花を咲かせよう!

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



一、当法人は、平成十六年五月六日

に創立、奇しくも新しい年号の令和元年五月五日に十五年の記念すべき節目を迎えることとなった。その間、当法人は成年後見制度の活性化を目標にして、二歩前進、二歩後退の着実な歩みを繰り返しながら、今日のような充実・発展の道をたどることができた。これは一重に、役員と会員のすべての皆さんの並々ならぬご尽力と地域住民の皆様の温かいご支援・ご協力の賜物であるから、ここに深甚なる敬意と謝意を表したい。

ところで、十五周年の代替わりの大きな節目に際し、平成時代の歩みを振り返り、令和時代における事業展開を展望し、充実・発展の道を探ること、極めて有意義なことである。

二、当法人は設立当初から、次の四つの活動指針に基づきスタートした。

①個人の尊厳の保持と自立の支援、②ボランティアを視野に入れた非営利活動、③専門家によるネットワークの構築と後見支援、④公的サービスの分担

この活動指針は、福祉を標榜し、各専門分野のネットワークの構築等先進的だったが、類例がなかったため、当初からシステムづくりに追われた。

やがて、この指針だけでは、後見制度利用の低迷を打破し、活性化を図ることは困難だと判明。その実現を可能にする方策としては、全国どこに住んでも、後見制度の利益の享受が可能な新たな基本理念が必要だと痛感した。

そのため、最初に生み出さ

れた理念が、「判断能力の十分な高齢者・障害者の皆さんが、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して安心した生活を送ることのできる社会をつくろう!」という「地域後見の実現」と「その主役は市民後見人である。」とする考え方である。

次に生み出された理念が、「身上保護重視の後見」である。身上保護義務を新設して身上保護の充実・強化を図る以上、この事務には、法律行為のみならず事実行為を含むとする事実行為包含説が相当だとする考え方である。



そこで、後見の実務上、これらの活動指針と基本理念に基づき適正・円滑な事務処理システムを考究して開発することが喫緊の課題となった。

この強い要請を受けて、研究・開発を重ね、長年の紆余曲折を経て、何とか出来上がったのが、「後見実務とその

指導監督システム指針（処理マニュアル）である。このシステム指針は、逐次実施に移され、当法人における適正・円滑な事務処理に大きな貢献をすることになっただけでなく、地域住民から厚い信頼が寄せられることとなった。

なお、このシステム指針における「地域後見の実現」と「身上保護重視の後見」の理念は、成年後見制度利用促進法における基本方針の柱として位置付けられたことは、「安心の広場」二十四号巻頭言で述べたとおりである。

三、平成の基盤づくりの成果について指標で見てみよう。三十年度の年間相談事件処理件数が三三三件、後見等申立て、各種契約締結、遺言等支援の受託件数が二五六件、同年度末までの累計後見人受任数が一二二人（内終了七六件）、効力未発生の任意後見移行型の受任件数が一四九件、遺言執行の保有件数が八六件にのぼっており、かなりの水準にある。

財務面でみても、当法人は市町村依存ではなく、独立採算制であるが、事業収入や寄付等が寄与して、毎年黒字経営を続けており、不慮の事故

に対する損害賠償金も相当額積み上げた。また、低所得者等対策の基金制度を設ける等安定した財政基盤を確立している。

なお、当法人の得意とする研修についても、職場研修を活発に行うとともに、市民後見人の育成面では、当法人独自の本格的育成研修を福岡で四回、熊本で一回、厚労省の市民後見養成研修は、筑紫野市と直方市で実施し、十分な実績を挙げ、研修に必要なノウハウを蓄積してきた。

以上のとおり平成の実績を見る限り、お蔭様で当法人は曲がりなりにも、「心しつかりとした基盤づくりができた」と評価できると思う。

四、これまでの基盤づくりの成果を令和ではどのように継承し、発展させるべきかである。熟慮して到達した結論は、当面は、かなりの年数を費やそうとも、次に掲げる平成三十年度の重点目標を継承し、その達成に向けて全力を傾注すべきであるということである。

第一 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大  
任意後見研究会のメンバー

が、改善後の任意後見移行型に基づき契約締結を支援する能力を習得した段階をこの目標の到達点にしたい。

第二 人材の育成とその活動支援

この目標は最重要かつ永続的課題である。各種研修の充実が勿論だが、安心サポートネットの文化の浸透を図りつつ、三歩前進二歩後退の精神で各種事業を拡大しつつ、その過程で人材の確保と育成を図ることが肝要であろう。

第三 地域後見 地区拠点づくりの推進

各地域における相談体制から地区の拠点づくりを進め、それをベースにNPO法人を設立、促進法という中核機関を受任するか又は地域連携ネットワークに参加することが目標となる。この観点からは、宗像市、糸島市、次いで、久留米市の拠点づくりの支援が重要であるし、大地から芽を出したばかりの福岡市東区、早良区、春日市についても、その芽を大切に育てたい。

もう一つ、常に配慮すべき課題として「安心サポートネット・グループ」の安定した運用の確保がある。

グループに帰属する安心サポートネット熊本については、情報交換を密にして、その安定的運営を支援することが重要である。同じく安心サポートネット生活については、充実した生活支援事業が行えるよう側面から援助することが必要である。

なお、令和時代の新たな課題として、親族後見を支援する活動とか低所得者層対策としての基金の充実に真正面から向き合うことが重要となる。

五、初春の令月にして、気淑く風和ぎ……を出典として、「令和」の時代に代替わりした。この意義を当法人に当てはめて説明すると、「令和の訪れとともに、当法人と会員及び支援者の皆さんの明日への希望が、見事に咲き誇る梅の花のように、大きく花を咲かせることができるように」という願いが込められている。その願い通り、当法人の将来も、これまでの基盤づくりの上に、梅の花が咲き誇るように、咲き誇ってもらいたいものである。

## 広場に寄せて

### 「成年後見制度の利用の促進」



久留米公証役場  
公証人  
田村 隆平

五月一日、新元号「令和」に改元されました。「令和」は、万葉集巻五、梅花の歌三十二首の序文から引用され、初めて日本の古典国書を典拠として採用されたこととす。昭和生まれの私は、昭和、平成、令和の三代を生きていることができ、そのうです。「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められている（安倍総理談）ようですので、争いのない平和な明るい時代となるよう願うばかりです。

さて、「法定後見」と「任意後見」を柱とする現行の成年後見制度は、平成十一年（一九九九年）の法改正によって成立し、翌年四月に施行されて十九年目を迎えました。成年後見制度は、

認知症、知的障害などの理由で判断能力の不十分な人々たちを保護し、財産管理や身上監護の支援をする公的な手段であり、超高齢社会を迎え更なる利用促進が望まれますが、平成三十年十二月末日時点における成年後見制度の利用状況を見ると、法定後見（後見・保佐・補助）の利用者数は二十一万八千四百四十二人、任意後見の利用者数は二千六百十一人であり、必ずしも十分利用されているとはいえない状況にあります。

リットを実感できる制度・運用、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を今後の施策の目標として進めることとされています。現在、成年後見制度利用促進専門家会議において基本計画に基づく各施策の進捗状況の把握・評価と進捗状況を踏まえた個別課題の整理、検討が行われているところで

このような中、平成二十九年三月、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。基本計画は、成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念に立ち返り、身上保護重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきとされています。この基本的な考え方の下、平成二十九年度から概ね五年間で、①利用者がメ

任意後見契約書の作成に携わる公証人の一人として、国民一人一人のニーズに对应、利用し易い成年後見制度とするため、基本計画が実効性のあるものとなるよう期待するものですが、例えば、低所得者層の高齢者等が安心して利用できるようにするために公的助成制度の内容をどのように充実するのか、身上保護を重視した運用をするために不可欠な医療や介護サービスの説明を受ける行為・同意といった事実行為について受任事務としてどのように取り扱うのか、任意後見監督

人選任件数が少ない原因の一つとして指摘されている。選任請求の懈怠や任意委任契約のままでの代理権の行使による不正行為を防止するためにはどのような法的措置を講じるのか、といった困難な課題もありますので、今後の検討の動向を見守りたいと思います。

また、本年三月十八日に開催された成年後見制度利用促進専門家会議の第二回会議において、最高裁判所から、本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましいとの考え方が示されました。平成三十年十二月末日時点における成年後見人等の選任状況は、親族が二三・二%、親族以外（弁護士・司法書士・社会福祉士等）が七六・八%となっています。この数字は、制度発足当初多数を占めていた親族後見人等の選任が年々減少し、専門職後見人等の選任が増加してきた結果であり、今

般最高裁判所から示された考え方が今後の各家庭裁判所の判断にどのように影響するのか注目されます。

新元号の典拠となった万葉集の序文ゆかりの地は福岡県太宰府市とのこと、奇しくも、NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット（以下「安心サポートネット」と略称します。）は、太宰府市に隣接する筑紫野市二日市を拠点のひとつとして活動されています。昨年十一月名古屋以西の有志公証人が福岡市に集まって合同研究会を開催し、安心サポートネットの森山彰理事長に「任意後見契約移行型の問題点と利用促進策」についてご講演いただきました。その中で森山理事長が力説された身上保護重視の後見事務は、今後益々重要性を増していくものと思われまます。後見人等の受任、指導及び育成についてこれまで実績を積んでこられた安心サポートネットが、新元号の施行とともに更に発展されることを期待する次第です。

第十五回

通常総会の開催

令和元年六月二日午後二時から、福岡市立心身障がい福祉センター（通称「あいあいセンター」（福岡市中央区長浜一丁目二番八号）で正会員九十名出席（委任状、表決書提出者二十九名を含む。）のもと、第十五回通常総会が開催された。

一 理事長挨拶

当法人は創立以来十五周年を迎えた。その間、四つの活動指針と三つの安心サポートネットの文化を礎に各事業に取り組んできた結果、一步一步着実に前進し地域社会に対しそれ相応の社会貢献ができたと自負している。このように着実に前進できたことは、役員、会員及び支援者の一致したご尽力の賜物であるとの謝意が表明された後、三十年度を総括して次の主旨の説明があった。

第一 三十年度の事業収入は、前年度より浮上しており、相談体制、会員の事務処理能力、各地区の拠点づく

りの推進状況などからして、大きく前進してきたという実感を持っている。

第二 今年に入り、最高裁が利用促進法に基づく基本計画の趣旨に沿って、第一に、診断書の見直し、第二に、後見人選任における親族後見人の見直し、第三に、財産額基準の後見人報酬の見直しに関する指示をした。この内容や方針は、当法人が十五年間でつくり上げてきた理念とほぼ共通している。については、当法人がこれまで積み上げてきた実績を今後とも発展させていくのが我々の使命だと感じており、令和元年度の事業展



特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネット  
表1 平成30年度 貸借対照表 平成31年4月30日現在

科目	金額(単位:円)	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
現金	104,548	
預貯金	18,467,013	
流動資産合計		18,571,561
2 固定資産		
特定資産		
損害賠償準備資産	30,317,377	
安心サポートネット基金資産	53,229,316	
その他の固定資産		
敷金	120,000	
固定資産合計		83,666,693
資産合計		102,238,254
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
前受金	5,890,000	
預り金	2,042	
仮受金	1,399,715	
流動負債合計		7,291,757
2 固定負債		
損害賠償準備金	30,317,377	
安心サポートネット基金	53,229,316	
固定負債合計		83,546,693
負債合計		90,838,450
<b>III 正味財産の部</b>		
正味財産合計		11,399,804
<内当期正味財産増加額>		(-2,622,736)
負債及び正味財産合計		102,238,254





開は三十年度の延長線上で  
推進したい。

二 審議事項

同総会では、①「平成三十  
年度事業報告及び決算諸  
表」、②「令和元年度事業計  
画及び活動予算案」、③「プ  
ロジェクトチームの課題と  
編成」、④事業拡大等に伴う  
定款変更、⑤役員改選、の計  
五議案が高原議長の議事進  
行のもと、熱心な討議を経  
て、全議案とも原案通り承  
認・可決された。

令和元年度事業の

「重点目標」が決まる！

当法人は、設立の目的で  
ある「成年後見制度の活性  
化」を実現するためには、当  
法人のキーコンセプトであ  
る四つの活動指針及び三つ  
の「安心サポートネットの  
文化」が必要不可欠である  
とし、この活動指針及び安  
心サポートネットの文化を  
基礎に、重点目標（課題）を  
次のとおり定めて、事業計  
画を策定し、この計画を着  
実に実施することにより、  
当法人の一層の充実、発展  
を図ることとした。

記

- 第一 任意後見移行型を基  
軸とした受任体制の整  
備・拡大
- 第二 人材の育成とその活  
動支援
- 第三 地域後見 各地域に  
おける拠点づくり

以上

本年度の

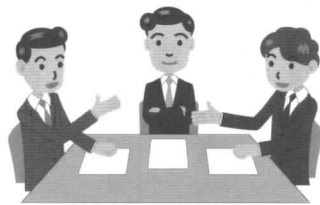
「プロジェクトチーム」

プロジェクトチームは、後  
見事務の課題について調査  
検討を行い、所要の作業を実  
施し、相応の成果を得るため  
の活動を行うものです。令和  
元年度のチームは次のとお  
り編成されました。

●「障害者後見研究会」

課題は次のとおり

(一)「障がい者後見等事例集」  
以外の障がい者後見等事例  
について、その職務担当者  
からヒヤリングを行い、事  
例集を補強  
して今後の  
障害者後見  
での活用



(二)障害者支  
援団体に対  
する啓発と  
連携の強  
化、及び制  
度の利用の促進支援

(三)安心サポートネット基金  
の活用による低所得者層の  
後見制度の利用促進

- チームリーダー 高原 勝利
- サブリーダー 中島 信男

●「任意後見研究会」

高齢者や障害者の将来の  
身体能力の低下、判断能力  
の減退等の不安を解消する  
ための保護・支援策である  
任意後見移行型について  
「身上保護重視の後見」と  
「適正な指導監督の充実」と  
いう観点からリニューアル  
し、一般市民にも分り易い  
ように、図形説明方式を取  
り入れる等のシステム改善  
を図った。この改善した移  
行型の受任体制の実践訓練  
と人材育成に力を注ぎた  
い。

●「親族後見人支援の会」

当法人が関与した親族後  
見人に対して適正かつ円滑  
な事務処理に必要な知識及  
び技能の習得を図り、もつ  
て、信頼される親族後見人  
の育成を図るとともに、今  
後とも、親族後見人全体の  
信頼性向上に寄与する方策  
を検討したい。

●「初級後見実務研究会」

初任の職務担当者が適  
正・円滑に後見実務を処理

するために必要な基礎的知  
識・技能を修得するための  
研究会で、初心者同士の情  
報交換、疑問点の検討、協議  
により、後見マインドを身  
に付けるとともに、後見事  
務全般の基礎的な知識、技  
能の習得まで広げた研鑽の  
場にしていきたい。

●「歩こう会企画部」

会員の健康と相互の親睦  
を図るために、歩くことを  
広く会員に奨励し、「楽しい  
歩こう会」を企画・演出し、  
本年度も安心サポートネッ  
ト熊本との交流を深めた  
い。また、今年度は、企画の  
多岐化として、理事長杯争  
奪ボウリング大会を開催し  
たい。

●「各地区における成年後見制度研究会」

当法人は、地域後見の実  
現を目的として、各地域の  
拠点づくりを推進してお  
り、現在、筑紫野市、宗像、糸  
島及び久留米の各地区に  
「成年後見制度研究会」を設  
置し、各研究会において、そ

- チームリーダー 豊留 一

- チームリーダー 森山 彰
- サブリーダー 樋口 健児
- 岩田 末雄、中嶋 幸子

それぞれの実情に即し、各種課題に挑戦中である。そして、これらの活動を通して、地域住民の皆さんの不安を解決する相談体制を確立し、各地区の住民の皆さんの信頼獲得に寄与したい。

記

- (一) 筑紫野市成年後見研  
チームリーダー 中嶋 幸子  
サブリーダー 生地 篤
- (二) 宗像地区成年後見研  
チームリーダー 廣塚 道治  
サブリーダー 中村 憲司、  
與田達雄
- (三) 糸島地区成年後見研  
チームリーダー 山下 八生  
サブリーダー 川畑 仁
- (四) 久留米地区成年後見研  
チームリーダー 生地 篤  
サブリーダー 辻 吉平  
以上

定款変更について

次の定款変更を行い、事業として、新たに信託契約作成支援に関する事業を加える改正を提案し、可決承認された。

後見制度と民事信託制度を併用して安心・安全な生活の確保を目指したいというニーズがあり、そのニーズに応える必要がある。

新役員決まる！

本年度は役員改選期にあたり、役員改選の結果、役員は次の方々が選任されました。

- 理事長 森山 彰  
(重任・公証人OB)
- 副理事長 樋口 健児  
(新任・兼総務部長、  
公証人OB)
- 理事 石井 宏治  
(新任・弁護士、  
元高裁部総括判事)
- 理事 石井 喬志  
(新任・九州リオン(株)OB)
- 理事 井上 清子  
(重任・医事研OB)
- 理事 生地 篤  
(新任・久留米地区研  
リーダー)
- 理事 猿渡 純雄  
(重任・NPO法人成年後  
見安心サポートネット  
熊本理事長)
- 理事 田中 耕太郎  
(重任・クリニック医院長)
- 理事 豊留 一  
(重任・業務部長)



- 理事 中嶋 幸子  
(重任・筑紫野市成年後  
見制度研究会事務長)
- 理事 福村 金子  
(重任・筑紫出張所業務  
主任)
- 理事 山下 八生  
(重任・糸島地区研リ  
ダー)
- 監事 秋山 広郷  
(重任・NPO法人iサ  
ポート新宮理事)
- 監事 岡田 節男  
(重任・民生委員)
- 監事 進藤 ひとみ  
(重任・介護支援専門員・  
介護福祉士)
- 監事 中山 千住  
(重任・NPO法人地域  
生活・死後事務安心  
サポートネット理事長)  
以上四名

三十年度事業報告

一 事業概況

(一) 受任体制の整備・拡大

重点目標の重要な指標である事業収入状況は、遺贈収入を除くと二十六、二十七年度当時の収入には及ばないものの、二十八、二十九年度のV字型下落込みからの浮上が見られた。

① 任意後見受任体制の整備・拡大

を行った。

② 「後見実務と指導監督システム指針の理解促進と活用」

当法人における後見事務処理の根幹をなす処理マニュアルであり、後見マインドを身に付ける基本教材でもあるから、本システム指針の修得が不可欠である。この観点から、例年どおり後見実務研をはじめとする各種研修、更には職場での実務等の機会を利用して会員の理解を深め、その活用を図った。

③ 安心サポートネット基金規程の改正

今期は、本基金の主たる目的である低所得者層に対する支援基準の明確化、運営主体としての運営審議会の設置等、適切かつ合理的な運用を図るため、安心サポートネット基金規程の大幅な改正を行った。改正規程は五月一日から施行された。

注 改正条文の詳細についてはホームページ参照。

(二) 「人材の育成」

後継者の育成を含め、当法人の喫緊の課題である。

文書説明方式に代えて、相談者に分かり易い図形説明方式を採用し、また、代理権目録の統一化、移行型締結資料の簡素化等の改善

あらゆる施策を講じるに当たり、人材育成を意図して鋭意努力した。

① 「後見実務研究会」

原則月一回の割合で開催。当法人の重要課題等に対応した研究課題を協議し、安心サポート・グループ全体の事務処理能力の向上、会員の倫理観と使命感の涵養に寄与した。

② 各プロジェクトチームの活動

当法人の活性化には横の組織のプロジェクトの活発な活動が不可欠であり、各チームとも、活発に課題実現に取り組み、それ相応の成果をあげたので、これらの活動が能力向上に直結する研鑽の場として十分寄与したと評価できる。

また、当法人自体も、筑紫野市研や宗像地区研に対しては、講師派遣等円滑な事務運営面で、糸島地区研や久留米地区研に対しては拠点づくりの面で相応の支援を行うことができた。なお、今期も、「歩こう会」が福岡と熊本の会員の交流と親睦の面で果た

した役割は大きかったと評価している。

(三) 「地域後見の推進」

① 地域における自治体との協働、筑紫野市からは相談業務、筑紫野市研の運営、市民向け講演会等の受託、宗像市から相談業務を受託し、協働事業における信頼が十分得られるよう努めた。他の自治体とも、今年度は、協働関係を築けるよう努力したい。

② 地域の拠点づくり

地域後見の実現には、充実した相談会や研究会活動等の地域の拠点づくりが有用であるが、市民後見人の養成研修の実施と、その後のNPO設立が最も効果的である。その観点から、一部の地域でその方針のもとに対応した。

③ 安心サポートネット・グループの運用面

○ 安心サポート熊本は、二十九年度に市民後見人育成研修を実施し、会員増、体制の強化等が行われたが、これまで同様、当法人の後見実務研や任意後見研への参加を通じ、今後とも事件受託業務の支援、

ノウハウの提供等、各種支援を行っていききたい。

○ 安心サポート生活の支援に対しては、当法人が受託している死後事務や生活支援事務を再委託により支援したほか、死後事務委任契約等のノウハウの継承に努め、同法人の人材育成と財政基盤の安定化に留意した。



○ 友好団体「NPO法人iサポート新宮」とは、今後とも、研修事業を中心に緊密な協力、支援関係の維持を図っていきたい。

二 事件受託事業

当法人の中心事業である事件受託事業は、別表事件表のとおりであるが、特記事項は次の通りである。  
(一) 一種事件(契約、申立支

援等)受託

三十年度における受託件数は二五六件で、対前年比一〇三・二%と微増であった。

福岡本部と筑紫出張所の受託比率は、四四・九%と五五・一%の割合であった。

なお、効力が未発生の遺言執行事件が累計八六件、同じく効力が未発生 of 死後事務委任契約が累計六七件を保有するに至ったことは、行先、心強い材料である。

(二) 二種事件(後見人等)の受任

三十年度までの累積受任数は三五三名、そのうち、一四九名は本人死亡等により終了したが、年度末の受任数は二〇二名である。この二種事件でも、効力未発生 of 任意後見事件を六十七件保有していることは、将来の運営上強みである。

三 相談事業

三十年度からは、福岡市を最優先にした相談業務の底上げを図るため、福岡市東区、早良区、西区で相談業務を始めた。また、常

設相談所として福岡本部と筑紫出張所、特設相談所として福岡市あいあいセンターや筑紫野市生涯学習センターを中心に、宗像市、糸島市、春日市、久留米市などでも無料相談を行い、三十年度の相談件数は三百十三件で、横ばいに推移。受任の拡大や地域の拠点づくりの観点からも、相談業務の充実は緊急の優先課題である。



# トピックス

## 十五周年記念祝賀会

### 大いに盛り上がる!!

創立十五周年を迎えての通常総会は、多数の来賓のご臨席のもと、祝辞、祝電等をいただき盛大に開催されました。令和元年度の新体制のもとで、新たな活動方針が示される中、これまでの十五年の歩みの重さを実感する機会でした。

総会后、場所をアークホテルロイヤル福岡天神に移し、記念懇親会が盛大に催されました。

筑紫野市長のご祝辞、乾杯の後、ご来賓の方々からお祝いの言葉をいただきましたが、いずれも安心サポートネットの今後の活動に対する大きな期待が寄せられるものばかりで、会員一同身の引き締まる思いのなか、改めて意を強くした思いでした。

その後、安心サポートネット基金の運営審議会委



した。最後は、恒例により石田会員のテンポのよい音頭により、当法人のテーマソング「三六五歩のマーチの曲に合わせて、全員総踊りをしました。そして、遠路熊本からお越しの熊本大学教授石橋敏郎様による一本締めで祝賀会がお開きとなりました。

### 安心サポートネット基金の活用で地域のニーズに応えよう!

当法人の事業の充実を目指す「安心サポートネット基金」が、いよいよ、夢を乗せ、本格的運用を開始しました。

これまで、成年後見制度の問題点の第一は、低所得者層の利用が困難なこと、第二は、任意後見制度の利用者が極端に少ないことにありました。これらの改善を図るためには、国や市町村が、真正面から予算を組んで、解決に乗り出すことが必要ですが、現在その兆しは全く見られない状況に

あります。そんな事情を憂慮し、会員の皆様方ご承知のように、当法人理事長が、「安心の広場」二十九号巻頭言で「安心サポートネット基金を充実しよう!」と呼び掛けています。

**サポートネット基金を充実しよう!**

**困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。**

**是非とも、基金への拠出を呼びかけよう!**

この趣旨は、「国や市町村が低所得者対策に本腰を入れないなら、代わりに当法人のような団体が基金を創設し、低所得者層の利用を支援する方策を講じるしか手立てがない。それには、大

幅な基金の積み増しが必要となるから、基金の賛同者を募り、寄付を受けて、これを基金財源として問題解決に挑戦しよう!という趣旨です。仮にこの試みが軌道に乗れば、これがモデルケースとなつて、全国のあちこちに同じような基金が創設されることでしょう。そうなる、状況は一変することになると思います。

ところで、この度、当会員や支援者の皆様のご支援・ご協力のお陰で、安心サポートネット基金は、事業展開が可能なまでに拡充されました。誠に喜ばしい限りです。そこで、早速、従前の基金規程を改正、新規程により令和元年五月一日から、① 低所得者層支援、② 任意後見移行型の利用促進、等を中心とした支援事業をスタートさせました。

運営主体は、学識経験者が多数を占める運営審議会ですから、より公正な運営が期待できます。そして、この基金が、適正、円滑に運営されて、低所得者層に対する支援実績が積み重ねられ



れば、地域社会の福祉向上に寄与することは勿論、その実績をアピールして、外部支援者から大型寄付や遺贈を期待することも可能となると思われます。

したがって、本基金にこのような好循環が実現し、地域社会のニーズに応えられるよう、今後とも、会員及び支援者の皆さんには、本基金の適正な運営とその充実・強化について一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

# 安心サポート ネットの文化

## 久留米市でシンポを開催

### 「わが町の共生社会づくり」

久留米市拠点づくりリーダー 辻 吉平

平成三十一年一月十九日久留米市の「えーるピア久留米」で見出しのテーマでシンポジウムを開催し、私が司会を担当、わが法人安心サポートネットからは、森山理事長が参加した。

第一部では、厚労省地域援護局成年後見利用促進室の川端専門官が「地域連携 ネットワーク」〜共生と権利擁護支援〜のテーマで基調講演を行い、次の点を力説された。

ア、地域のすべての人が、年齢、性別、生活状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、新しい地域包括支援体制の構築が必要であること。

イ、成年後見制度利用促進基本計画では、①利用者がメリットを実感できる制度運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり。

パネルディスカッションでは、久留米市の地域福祉課長をはじめ、市民後見分野では、当法人の森山理事長、障害者の分野では「久留米手をつなぐ育成会代表、家族や児童分野では「親と子のこころの対話研究会」会長、市民相談の分野では、ワンストップリーガルネットワーク理事長が参加し、それぞれの主張や提言が行なわれた。

森山理事長からは、地域

の権利擁護を進める観点から従来の財産管理センターから身上保護重視の後見活動が重要だという意見が出され、参加者の共感があった。また、国の共生社会づくりに向けた地域包括支援計画から市役所の「わがこと丸ごと」づくりや地域福祉の話を同時に聞くことができて良かったとの声があった。

# 相談・学びの コーナー

総務部 樋口 健児

質問 今回の相続法の改正により「特別の寄与制度」が創設されたと聞いています。具体的にはどのような制度でしょうか。

## 回答

一 今回の相続法改正により、「相続人以外の被相続人の親族（例えば被相続人父の相続人である長男の妻が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、被相続

人死亡後、その相続人に対し特別寄与者として寄与度に応じた額の支払いの請求をすることができるようになりました。

現在も、「寄与分の制度」

(民法第九〇四条の二)があります。この制度は相続人のみが対象となっており、ことから、例えば長男の妻は、どんなに介護を尽くしても、相続人ではないため、義父の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれないという不公平が指摘されてきました。そこで、今回の改正により、「相続人以外の被相続人の親族」を対象とした寄与制度が創設されました(改正民法第一〇五〇条)。

これにより、相続人以外の親族が療養看護その他の労務を提供した場合、その方が報われることになると期待されます。

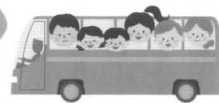
二 「特別の寄与制度」の要件等は、次のとおりです。

(一) 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、その結果、被相続人の財産の維持又は増加につながったこと

(二) 請求者は相続人以外の被相続人の親族(六親等内

## 第6回任意後見移行型委任者との懇親会の開催日程決まる!!

### ～坂本神社と大宰府政庁跡の旅～



開催日

2019年 10月12日(土)

場所

新元号令和に因み、万葉の詩が詠まれた「坂本神社と大宰府政庁跡」

当法人と委任者の皆さんとの交流を深め、より一層強固な信頼関係を築きましょう!

の血族、配偶者、三親等内の姻族等)であること)  
三 効果は、相続人に対し、特別寄与者の寄与度に応じた額の金銭の支払を請求することができる。

この権利の行使期間は、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この権利は消滅しますので注意が必要です。

なお、施行日は令和元年七月一日です。

## 石井宏治氏を理事に お迎えしました。



石井 宏治氏

### プロフィール

一九六八年 九州大学法学

部卒業

一九七一年 福岡地裁判事補

二〇〇四年 福岡高裁部総

括判事

二〇一四年 弁護士  
趣味 声楽、将棋

## 会員・支援者の の広場

### 二人三脚

正会員 久保田 純枝

平成三十年師走半ばに、三年余職務を担当したK子さんの永遠の旅立ちを見て、送った。八〇歳を超えて、病を得、検査入院中の病院で初対面。彼女は親族が少なく、遠隔地居住であることから、七十代後半に当法人との間に「任意後見移行型」契約が締結されていた。彼女の判断力に何ら問題はなく、生活の状況と心身の状態に対する配慮と財産管理が仕事になった。

やがて病気を罹患して入院することになり、私の仕事は入院手続、主治医からの情報入手、入院の必需品を準備することから始まる。病状は相当進行した段階にあり、治療は「手術」もしくは「加療せず終末期施

設」への入所の二つの選択肢の中で、彼女の気持ちは当初、後者に傾いていた。

主治医と私はK子さんの意思を尊重しつつも、彼女の心の迷いと生きることへの希望があることを感じ取り、十分なインフォームド・コンセントを基に、彼女自身が納得した決断を下すよう勧めた。このときの決断支援は、彼女に成り代わり主治医に手術の難易度、時間、

手術後の機能、八十代の体面の問題等を尋ね、要点を整理して彼女に伝えることだった。彼女がそれを十分理解して、自身の真の気持ちと語ることが、何にもまして大切で、尊重すべきことだからである。また、その傍ら、「八十代はまだまだ若い」と、周囲の人の病氣回復への期待に思いを向けてもらうよう助言した。最終的に主治医の前向きな説明、手術に対する自信、彼女



の生きる意欲が手術を決断させたと思われる。

十時間を超える手術を乗り越え迎えた新年、「これからは二人三脚でまいりましょう」と、そう伝えた。ビジネスパーソンであった壮年期は健康体で病氣知らずであったのに、手術後は味覚、嚥下機能が低下し、声帯摘出により発声が不可能となった。術後七十日の機能訓練を経て、看護、介護が充実し、見取りまで任せられる施設に入所が決まり、K子さんも安心できた。術後の流動食でも、不平を言うことはなく毎回完食だった。コミュニケーションは筆談で、意思疎通はスムーズとは言えなかったようでも、デイサービスを楽しんでいた。入所一年間は平穏に過ぎた。

ところが、二年目の病院の定期検診で、新たな病変が見つかり、治療が必要になった。それ以降徐々に免疫力の低下による感染症、身体機能低下による圧迫骨折、転倒、難聴、下肢のむくみ等、病院に入院する日が増えた。

最晩年の二年間は、デイ

サービスも休みが多くなり、自力歩行より車椅子での移動に依存していた。感情の振幅が大きくなって、スタッフからの報告にも神経質になっていた。筆談で自分の意思を的確に伝えるのは難しい。また、体調不良の時は筆談さえ難しい。その時の彼女の訴えの真意を、正しく汲みとるために心掛けたのは、顔の表情、顔色、体の動きをよく見、加えて五感をフル活用する事だった。今は、どんなときにも、K子さんの意思を十分に汲み取り、尊重ができたか反省の毎日である。

亡くなった日は、ほっそりとしなやかな手を取り静かに見守った。満足した人生であったかどうか確かめることはできなかったが、孤独な死ではなかった。苦しみむことはなく穏やかな表情であった。K子さんの人生は清冽であった。当法人の活動に理解と協賛を示し、当法人に遺贈されたと聞く。今は静かな景勝の地に眠っておられるが、亡くなった方への第一の供養は、故人のことを忘れないこと、または折に触れて思

い出すことと聞く。私も二人三脚の日々を忘れません。

### パーキンソン患者と後見支援

NPO 帽子おじさん

パーキンソン病患者の成年後見制度による支援は、しばしば難題にぶつかる。これから紹介する事案もいくつかの難題があつて解決に苦労した事案である。

ある日、パーキンソン病患者を支援しているケアマネから電話を受けた。

「私の支援する患者は、手足が振るえ、身体がこわばつて、いろいろの動作ができない。移動は車椅子だけど、よく転倒する。その上言葉が喋れないので、意思疎通ができない。身内もいるが、世話しようとしていない。貴法人で何とか救済できないか。」と切羽詰まった様子で依頼があつた。

そこで早速、現地に赴き、本人やケアマネ、その他の生活支援者にも会つて調査を進めた。その結果、本人の心身の状況や環境は、ケア

マネの言う通りだったが、新たに次の事実が判明した。本人は、介護サービスの提供を受ける施設と同じビルの一部屋を借りて居住、配食と通帳等の管理は、地元



市のマンション暮らし、夫の世話は「我関せず」である。子供は二人、長男も長女も自宅を出て、父とは没交渉となつていた。その上、ケアマネも社協も本人の世話から逃げ腰になつている。身内は本人を支え、励ます立場にあるのに、何故本人から離散したかは、不可解千万だが、身内以外の支援者がみんな逃げ腰なのは、おそらく本人が転倒を繰り返して怪我が絶えず、

手の打ちようがなかったこともある。

幸いにも、本人は震える手で何とか筆談ができること、また、本人は五十歳台まで電気技師で、五十歳過ぎからパーキンソンに罹病、財産も自宅の他有価証券や預貯金を相当額保有していることが判つた。本人の事情を総合すると、本人の救済は、法定後見制度の利用以外に、有効な手立てはないと確信した。

そこで、早速本人の妻に連絡を取り、法定後見の申立てをしたい旨を述べ、妻の同意を求めたところ、意外にも「同意できない」という返事。聴き質すと、「後見人が付くと、私達の相続財産が減る」という主張、吃驚仰天して、制度の趣旨を丁寧に説明して理解を求めても、嫌だという。「妻の同意がない夫の後見申立ては無理」なので、ねばつて何度も説得を繰り返した。その結果、三週間も経過した頃、やっと妻の同意を得ることができた。しかし、この一部始終を聞いていた本人は、突然「遺言をした

い」と言い出した。公証役場に連れて行くと、「全財産は子供二人に相続させる。妻にはやらない趣旨の遺言」をして、やっと安堵したようだった。

(以下の話の続きは、次号に掲載します。)

### 憩いの泉

この欄は、会員の皆さん方の憩いの場として、川柳、短歌、詩歌などを掲載します。

### 哀感に包まれた自己主張

次の詩二編は、「快老のスタイル」(松永伍一)から引用させていただいた。

### 約束違反

その医者は母をアルツハイマー型老年痴呆だという  
今の医学では治らない病  
気だという  
治らないから老年痴呆だと駄目を押す  
つける薬もないという  
飲んでも気休めなのだ  
と駄目を押す  
そんなに駄目を押すこと

もないだろうに  
脳が縮んで終には消えてしまふのだという

からだが残つて脳が先に消えてしまふだなんて  
そんなの約束違反じゃないか

### ドボン

母の病気を気に病んで父は家を出ていくと言う  
これ以上息子には迷惑を掛けられないと言う  
家を出て母さんとドボンすれば  
すべてが解決すると言う  
ドボンの意味を尋ねたこと  
はないけれど  
ぼくには父の言うことは  
分かる

かたはばかり引き止めて  
それから二人を見送る  
半日後ドボンしそこねた  
父を連れて  
母は戻ってくる。  
もちろん何が解決したわけでもないから  
二人の行き先は変わらない



告知板

寄付者紹介(敬称略)

平成三十年十二月以降  
三十一年四月末

△NPO安心サポート福岡受領分▽

宗像市 廣塚 道治 貳万貳千円

福岡市早良区 石橋 幸子 九千円(二回計)

宗像市 匿名希望 四万円

宗像市 石井 喬志 壹万円

福岡市南区 永松 肇 壹万円

福岡市西区 匿名希望 貳万円(二回計)

筑紫野市 森山 彰 壹万円

朝倉市 匿名希望 七万円(二回計)

筑紫野市 匿名希望 五万円

福岡市南区 米村 静子 四千五百五十五円

古賀市 中島 信男 千六百四十二円(二回計)

古賀市 中島 信男 貳万円

筑紫野市 岡田 節男 参千円

福岡市中央区 匿名希望 貳万円

合計 四千五百八十三万五千

六百四十二円 十七名

訃報

正会員 中村 魁 様

平成三十一年二月九日ご逝去されました。

ご本人は協調性に富み、いつも和やかで笑顔を絶やさず、どんな苦勞の多い仕事でも引き受けてくれ、皆さんから大変信頼されていきました。ご生前の当法人でのご功績を偲び、心からご冥福をお祈りいたします。

訃報

正会員 飯田 時生 様

平成三十一年四月二十二日ご逝去されました。

ご本人は障害者支援施設希望学園の理事長で、同学園と当法人はともに協力し合っており、障害者支援活動を実施してききました。ご本人は戦艦大和艦隊撃滅の中の奇跡的な生存者で、その後は戦友の慰霊に捧げられました。そしてその後の人生を障害者救済の道一筋に歩んでこられました。  
ご生前のこれまでのご功績を偲び、心からご冥福をお祈りいたします。

安心サポートネット・グループ事件処理表 平成31年度4月末日現在

	本部受託				筑紫出張所受託				合計			
	本部処理		会員配分		所処理		会員配分		既済	未済	計	
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済				
第1種	遺産分割協議	1	1			6	3(1)		0	7	4(1)	11(1)
	公正証書遺言	6	1			11	2			17	3(2)	20(2)
	法定後見開始申立	3	2(1)			3	3		1	6	6(1)	12(1)
	任意後見契約の締結	5	2(1)			4	1			9	3(1)	12(1)
	財産管理等契約の締結	5	2(1)			4	0			9	2(1)	11(1)
	任意後見監督人選任申立	1	0			0	1			1	1	2
	相続、表示等登記	0	0	1	1	0	0	8	0	9	1	10
	遺言執行者	2	39			1	45(4)		2	3	86(4)	89(4)
	死後処理	1	34			1	33(1)			2	67(1)	69(1)
	その他(講演等)	2	1	5		3	1	6	2	16	4	20
合計	26	82(3)	6	1	33	89(6)	14	5	79	177(11)	256(11)	

※第1種( )書きは、取下げ等により年度途中で終了したものを。<内書き>

	就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		計
	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任			
第2種	法定後見人受任	34(25)		6(5)		65(36)	0	7(5)		112(71)	0	112(71)	
	法定後見監督人受任									0	0	0	
	任意後見人受任	2(1)	46(12)		1(1)	6(3)	39(4)	2(1)		10(5)	84(17)	94(22)	
	任意後見監督人受任	1(1)				5(4)	0			6(5)	0	6(5)	
	財産管理等受任	14(10)	34(7)	1(1)		8(4)	31(2)			23(15)	65(9)	88(24)	
	その他	27(13)		4(4)		15(8)	2	5(2)		51(27)	2	53(27)	
合計	78(50)	80(19)	11(10)	1(1)	99(55)	72(6)	14(8)		202(123)	151(26)	353(149)		

※第2種( )書きは中途死亡、任期満了等により終了したものを。<内書き>

正会員を募集!

高齢者の福祉を支える  
やり甲斐のあるお仕事です。  
心から歓迎します。

応募詳細は  
ホームページに記載

賛助会員を募集!

成年後見人制度の  
活性化に尽力する当法人  
をご支援願います。

編集後記

令和元年、新時代の始まりのなか創立一五周年の節目を迎えた当法人も、無事総会を終え、新役員体制のもと、新たな活動がスタートしました。

理事長の総会挨拶にもありますように、今般、最高裁が相次いで打ち出した方針は、いずれも当法人が長年培ってきた理念と相通じるものがあり、これからの活動の追い風に少なからずなるものと期待されます。

プロジェクトチームの活発な活動を始め、会員各位のご尽力で更なる成果が得られますよう、健康に留意しながらご活躍ください。

(南新 記)

全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット  
<http://anshin-net.jp/>  
eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp